

破産者株式会社クラヴィス 債権者説明会（概要）

(大阪)【日時】平成24年8月29日(水) 14:00~15:30
 【場所】大阪市中央公会堂 大集会室 46名出席
 (東京)【日時】平成24年9月 5日(水) 16:00~18:00
 【場所】日本青年館 大ホール 51名出席

事件番号等 大阪地方裁判所 平成24年(フ)第3650号

破産管財人 弁護士 小松 陽一郎

破産管財人代理 弁護士 井口 喜久治
 弁護士 川端 さとみ
 弁護士 森 本 純
 弁護士 山崎 道雄
 弁護士 辻 淳子
 弁護士 藤野 睦子
 弁護士 大住 洋

【破産手続について】

破産手続とは、倒産状態に伴う混乱を避け、破産者の財産を公平に債権者に配分すること等を目的とする手続であり、裁判所の監督のもと厳格に行われます。

破産管財人は、破産手続を主宰するものとして裁判所より選任された者であり、破産者とは利害関係のない第三者です(破産者の代理人ではありません。)。破産者の財産を調査し、管理・換価したうえ、配当可能財産があれば、法律に定めるところに従い、公平に配当等を行うことを使命としています。

説明会資料

1 破産会社の概要

- (1) 商号 株式会社クラヴィス
 (旧商号等) リッチ株式会社, 株式会社ぷらっと, 株式会社クオークローン, 株式会社タンポート, 株式会社シンコウ, 東和商事株式会社(商号変更の経緯等は「2」参照)
- (2) 本店所在地 大阪市都島区東野田町二丁目8番8号
- (3) 代表取締役 蔵内 英人
- (4) 主力業務 消費者金融業
- (5) 資本金 54億3438万8000円
- (6) 設立年月日 昭和50年7月18日

- (7) 株式等 発行済株式総数202万2659株
 株式会社バックカーズが全株保有
- (8) 従業員数 0名(本破産手続開始決定当時、株式会社クレディアからの出向社員及び出向役員27名が在籍)
- (9) 労働組合 なし
- (10) 負債総額 2427億4419万684円(約35万件)
 (内訳) 過払金返還請求権 約2378億円(*)
 その他一般破産債権 約49億円

* 破産手続開始決定時は、過払金返還請求権につき約46万件・約3200億円と把握していたが、その後、データベース上において、過払金返還済みのものや消滅時効完成債権が含まれている、プロミスへの債権譲渡時の仮想入金が反映されている等が確認され、約10万5000件・約850億円については過払いでないことが判明した。

(11) 直近3期の財政状況及び経営成績

決算期	H22.3期(35期)	H23.3期(36期*)	H24.3期(37期)
総資産	1,883,279千円	604,182千円	413,354千円
純資産	-23,075,018千円	-6,838,662千円	-14,459,900千円
営業収益	1,005,966千円	1,188,360千円	812,375千円
営業損益	-1,286,777千円	379,311千円	-7,454,324千円
経常利益	-1,137,169千円	352,602千円	-7,619,229千円
当期純利益	-1,010,741千円	16,236,356千円	-7,621,238千円

* 36期は、当期純利益がプラスとなっているが、これは、利息返還損失引当金受入益として約158億円を計上したこと、利息返還損失引当金の見積計上を大幅に縮小したこと、関係会社の借入等で補填したことが主な原因であり、キャッシュフローをベースとすればマイナスである。

2 破産に至る経緯

(1) 設立後、クオークローンへの商号変更まで

破産会社は、昭和50年(1975年)7月18日にリッチ株式会社として設立され、主として消費者金融業を営んできたものである。

平成12年5月には、プロミス株式会社(現商号 SMBCコンシューマーファイナンス株式会社。以下「プロミス」という場合がある。)との間で株式交換を行い、同社の完全子会社となった。平成14年4月には、同じくプロミス株式会社の完全子会社であった株式会社シンコウ及び東和商事株式会社を吸収合併し、これに伴い商号を株式会社ぷらっとに変更した。平成17年6月には、株式会社クオーク等と業務提携を行い、商号を株式会社クオークローンに変更した。

申立書類等によれば、最盛期は平成14年4月ころで、営業店舗は約110店舗あり、正社員約800名を雇用していたとされている。

(2) 過払金返還請求の増加、収益源の大幅な減少

貸金業法第43条のみなし弁済要件に関する最高裁判決(最高裁判平成18年1月13日判決等)を契機として、過払金返還請求及びこれに伴う利息返還損失引当金が増加し、破産会社の事業環境及び経営成績は悪化した。第32期末・平成19年3月期には、赤字に転じ、当期利益として「▲27,470,722,427(円)」を計上した。

その後、破産会社は、事業縮小政策を打ち出し、平成19年6月から同年10月までにかけて、営業債権の一部をプロミスに移行する、契約の切

替えを実施した(合計約11万5000件とされる。)。また、顧客から切替への同意を得られなかった等の営業債権約7万2000件については、プロミスに債権譲渡を行った。さらに、管理・貸倒債権約11万3000件をパル債権回収株式会社に譲渡した。このように、破産会社は、収益源である貸付債権の大部分をプロミス等に切替・譲渡した(第32期末・平成19年3月期の営業貸付金は「117,962,721,399(円)」であるが、第33期末・平成20年3月期は「7,793,765,235(円)」(約1,100億円減)となっている。)

破産会社は、平成19年9月30日、全支店を閉鎖して新規貸付を終了した。同年12月1日には、貸金業の廃業届出を行うに至り、また、株式会社クオークとの提携関係も解消していたことから商号を株式会社タンポートに変更した。

このように破産会社は、資産価値のある貸付債権の大部分を譲渡等し、しかも、新規貸付を中止したため、その収益力は乏しいものとなり、他方で、過払金の返還等により、多額の負債を抱えるようになった。そのため、破産会社の経営状況は極めて悪化し、第34期末・平成21年3月期には、純資産が「▲22,064,277,547(円)」となり、負債が資産を大きく上回る状態となった。

なお、上記「切替」に関しては最高裁判平成23年9月30日判決、「債権譲渡」に関しては最高裁判平成24年6月29日判決がある。

(3) 求償金支払等による資金繰りの悪化

プロミスは、平成21年4月、ネオラインキャピタル株式会社(現商号クロスシード株式会社。以下「ネオラインキャピタル」という場合がある。)に対し、保有する破産会社の全株式を譲渡した(譲渡対価1円)。親会社の変更に伴い、破産会社の商号は、株式会社クラヴィスに変更となった。また、ネオラインキャピタルは、平成22年8月、株式会社バックカーズに対し、保有する破産会社の全株式を譲渡した。

営業債権の切替・譲渡に際し、破産会社がプロミスと締結した業務提携契約書には、プロミスは切替・譲渡時に破産会社との関係で既に発生していた過払金を併存的に債務引受けするものとし、当該過払金を顧客に返還した場合、その全額を破産会社に求償できるとの約定がある。かかる約定に基づき、破産会社は、平成20年1月から平成24年5月までの間、プロミスに対して、多額の求償金を支払った。

また、ネオラインキャピタルは、破産会社を傘下に迎えるにあたり、上記求償金支払債務について連帯保証しており、一部破産会社に代わり、保証債務を履行した。これにより、ネオラインキャピタルは、破産会社に求償権を取得し、破産会社は、平成21年6月から平成23年3月までの間、保証債務を履行したネオラインキャピタルに対し、多額の求償金を支払った。

以上のとおり、乏しい収益力しか残されていない状況において、顧客に対する過払金の返還のほか、求償金の支払も加わったことが、破産会社の資金繰りを圧迫することとなった。

(4) 本破産に至る経緯

破産会社は、リストラ策やその他営業費用の削減などにより体質改善を図り、事業継続を模索したとされるが、結局、平成24年7月5日、大阪地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てをした。そして、同日午後5時、破産会社に対し破産手続開始の決定がなされ(大阪地方裁判所 平成24

年（フ）第3650号）、弁護士小松陽一郎が破産管財人に選任された。

3 破産管財事務の経過等

(1) 基本方針

本破産事件は、株式会社武富士、株式会社SFコーポレーション、株式会社クレディア等に次ぐ、関西では最大規模の大型消費者金融の倒産案件であり、極めて多数の一般消費者が過払金債権者となっているという特殊性がある。

これら過払金債権者には、混乱を避け、誤入金も防止するべく、本破産事件を周知し、わかりやすく手続を説明する必要がある。併せて、消費者金融特有の問題である取引履歴の開示請求にも応える必要がある。但し、破産財団は、極めて限られた状況にあるため、情報提供システムを維持しつつも、各種コストの削減にも注力する必要がある。

また、現在、配当を行う見込みが立っていない状況にあるが、関連会社も複数あるため、問題ある資産移動や会計処理がないか調査検討する必要がある。

(2) 現況調査の実施

破産手続開始決定直後の平成24年7月5日午後5時ころより、破産会社の本社の現況調査を実施し、現金・手形その他高価品の存否の確認、引上げ、保管等の財産管理を行った。また、破産会社の経理、顧客資料等の管理システムについても確認を行った。

(3) 本破産手続の周知

本件では、全国の過払金債権者への周知が急務であったことから、本破産手続開始決定後直ちに、記者クラブへ本破産事件の概要を記載した資料を提供し、記者会見を実施した。

その結果、ラジオ、テレビ、新聞等のマスコミに取り上げられ、特に開始決定日翌日の新聞報道では、破産管財人室コールセンターや債権者説明会の紹介があった。全国紙の一面に記事を掲載するものもあった。

(4) 破産管財人室コールセンター及びホームページの運営

本件では、過払金債権者からの問い合わせが多数寄せられることが予測されたため、破産手続開始決定の翌日より、電話20回線、担当者25名体制にて、管財人室コールセンターを設置し、各種問い合わせに対応してきた。また、ホームページを開設し（平成24年8月27日時点でのアクセス件数 6万8137件、同9月5日時点では7万1,400件）、各種情報を発信するとともに、Eメール等による問い合わせも受け付けている。

破産管財人室コールセンターには、平成24年8月27日までに計8334件、ピーク時には一日918件の問い合わせがあった。また、破産管財人事務所にも直接電話があり、計2619件、ピーク時には一日375件の問い合わせがあり、これら合計で約1万1,000件になる。Eメールによる問い合わせは、計121件である。問い合わせの多くは、破産手続開始決定通知の趣旨を問うもの、本破産手続における今後の通知等の送付を拒否するもの、残債務額・過払金債権額を確認するもの、返済方法の確認等であった。

なお、コールセンターの維持には相応のコストが必要であることから、管財人室コールセンターは、平成24年8月1日からは13名体制、同年9月からは6名体制としている。

(5) 過払金債権者への配慮

利息制限法所定の制限利率による引き直し計算は、最高裁判例や債務整理実務に適合するもので、なるべく消費者に有利となるような計算方法を採用する方針とした（具体的には、取引に空白期間があっても一連一体計算とする、当初取引が不明な場合は冒頭0で計算を行う、途中で支払遅延があっても約定の遅延損害金を付加しない等。）。

破産手続開始等の通知書については、破産法の規定に従い、裁判所から原則として全ての過払金債権者に送付されることとなっていたが、自宅等に上記通知書が郵送されることを望まない者も存在すると考えられたことから、破産手続開始決定日から同月20日まで、破産手続開始等の通知書の発送中止の申し出期間を設けた（なお、破産手続開始等の通知書を除く、今後の各種書類の送付拒否ないし送付先の変更は、現在も受け付けている。）。

過払金債権者の中には、過払金が発生していることを認識しないまま返済を継続している人も存在したので、このような債権者が誤って入金をしないよう破産会社の返済受入口座は解約とした。

(6) 取引履歴の取扱い

取引履歴については、所定の申請書、本人確認資料、返信用切手440円の提出を条件として、開示を行っている（詳細は、HPのQ&A-Q9）。これは、現時点では債権調査が予定されていないこと、破産財団が不十分であることからそうしているが、金融庁の「貸金業者向けの総合的な監督指針」にも沿うものである。

なお、破産会社の貸付金債権の一部が他社に切替・譲渡されていることに鑑み、取引履歴については、本破産手続終了後も何らかの方法で保存されるようにする方針であり、本人からの開示請求にも迅速に開示できる体制の整備に努める所存である。

(7) 財団の現状

破産手続開始決定時には約1億100万円の現預金を引き継いだ、約35万人への通知費用、税金の支払い等で9月5日現在は約8,100万円である。

なお、貸付金は、破産会社のデータ上は約85万件が存在するが、その大多数は、長期間支払いがないことから簿外に償却された債権である（既に消滅時効が完成していたり、債務者が所在不明なものを多数含む）。また、一部については、平成22年8月27日、ネオラインキャピタルに対し、債権譲渡担保が設定されている。なお、貸付金は、平成24年8月20日時点で、約1100万円を回収済みである。

電話加入権は、現時点で約1300件を確認できており、継続して使用するものを除き、売却手続を進めているところである。

旧店舗の賃貸借契約に係る保証金（未収金）は、分割で返還を受けている状況である。

有価証券（ゴルフ会員権・リゾート会員権。簿価計3円）は、償還期間が到来していない、譲渡禁止特約がある等の問題があるため、換価方法について検討中である。

(8) 否認対象行為の調査

破産会社は、平成20年1月から平成24年5月までの間、プロミスに対し、継続して求償金の支払いを行った（上記2(3)）。当該行為は、その全部又は一部が否認対象行為となる可能性があるため、現在、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社（プロミス）との間で、返還につき交

渉を行っているところである。

破産会社は、平成22年8月27日、ネオラインキャピタルに対し、債権譲渡担保権を設定した（上記3(7)）。また、破産会社は、平成21年6月から平成23年3月にかけて、ネオラインキャピタルに対し、求償金（上記2(3)）又は借入金の返還として多額の支払をしていた。当該譲渡担保権設定行為及び弁済行為については、平成24年8月28日、クロスシード株式会社（ネオラインキャピタル）に対し、否認権を行使し、約3億円の返還（明示的一部請求）及び債権譲渡登記につき否認の登記手続を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起した（大阪地方裁判所 平成24年（ワ）第9262号）。訴訟の進行については債権者からの要望もあるので適宜このHPで報告する予定である。

その他にも、公認会計士を補助者として、各種資料を精査し、破産会社の財産の処分あるいは会計処理等に問題がないかについて、鋭意、調査を進めているところである。法的に問題がある処理等が判明した場合には、然るべく、対応・措置を講じていく所存である。

4 今後の手続について

本破産事件では、現時点で、一般破産債権者への配当を行う具体的な見込みが立っていないため、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間は定められていない。

今後、配当を実施する具体的な見込みが立った場合には、改めてホームページ等で周知を行う所存である。

以上

【お問い合わせ先】

破産者株式会社クラヴィス破産管財人室コールセンター	
電話番号	06-6356-3386
FAX番号	06-6356-3423
受付時間	月～金（祝日を除く）10:00～17:00
HPアドレス	http://www.clavis-kanzai.jp/
メールアドレス	information@clavis-kanzai.jp